

不利益処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局企画部安心居住課（06-6208-9648） 福祉局高齢者施策部高齢施設課（06-6241-6536）
処分課(担当)名	同上
処分の名称	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の取消し
概要	サービス付き高齢者向け住宅は、住戸の広さ、設備やバリアフリーといった住宅としてのハード基準だけでなく、状況把握サービス・生活相談サービスといった高齢者が日常生活を営むために必要なサービスを提供することなどにより、高齢者の方々が安心して居住できる住宅で、法に基づいて登録された住宅です。 市長は、不正な手段による登録などした場合には、登録を取り消します。
根拠法令等 及び条項	高齢者の居住の安定確保に関する法律 第26条
処分基準	・市長は、次のいずれかに該当するときは、登録事業の登録を取り消す。 【登録事業の登録の取消事由】 ①登録事業者又はその役員等が次のいずれかに該当するに至ったとき イ 成年被後見人又は被保佐人 ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して一年を経過しない者 ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者 ニ 暴力団員等がその事業活動を支配する者 ②登録事業者が次のイからハまでに掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該イからハまでに定める者が、成年被後見人又は被保佐人、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して一年を経過しない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者のいずれかに該当するに至ったとき イ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合 法定代理人（法人である場合においては、その役員を含む。） ロ 法人である場合 役員又は政令で定める使用人 ハ 個人である場合 政令で定める使用人 ③ 不正な手段により登録を受けたとき
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000370849.html
備考	